

令和5年度 大和郡山市移動等円滑化推進協議会

日時：令和5年6月13日（火）10：00～

場所：大和郡山市役所 4階 大会議室

議 事 次 第

議事1．特定事業経過報告について〔資料2〕〔資料3〕
事務局（市まちづくり戦略課）

議事2．意見交換、その他

【配布資料】

- ① 議事次第
- ② 資料1（大和郡山市移動等円滑化推進協議会委員名簿、運営要綱）
- ③ 資料2（バリアフリー事業の進捗状況調書）
- ④ 資料3（バリアフリー状況写真）
- ⑤ 参考資料（大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準）
（大和郡山市附属機関設置条例）
（大和郡山市バリアフリー基本構想概要版）

大和郡山市移動等円滑化推進協議会運営要綱

（目的）

第1条 大和郡山市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に基づき、バリアフリー化事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるため、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の管理運営に関すること。
- (2) バリアフリー特定事業（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第22号に規定する特定事業をいう。）の実施、計画及び調整に関すること。
- (3) バリアフリー化事業の情報提供に関すること。
- (4) その他、バリアフリー化事業に関し必要と認められる事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員25名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域コミュニティを代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者を代表する者
- (7) 奈良県公安委員会を代表する者
- (8) 関係行政機関及び市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中での退任等があった場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開するものとし、その方法等については市長が別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程の廃止)

- 2 大和郡山市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年9月19日から施行する。

(大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱の廃止)

- 2 大和郡山市バリアフリー事業報告会設置要綱は、廃止する。

(大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱の廃止)

- 3 大和郡山市バリアフリー事業者調整会議設置要綱は、廃止する。

バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

【資料2】

公共交通特定事業

奈良交通(株)	<p>【ノンステップバスの導入】</p> <p>令和4年度末に、郡山小泉線の車両を大型に統一し、郡山若草台線に小型EVノンステップバス1両を導入した。この結果、大和郡山市コミュニティバス3両を除く近鉄郡山駅路線バス乗入車両のべ36両のうち、ノンステップバスは27両（75.0%）、ワンステップバスは8両（22.2%）となり、スロープ付き低床車両の割合は97.2%（35両）となった。</p>
---------	---

道路特定事業

県道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事 <p>-----</p> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事
市道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度については、市道近鉄三の丸線東側歩道の歩道拡幅工事と市道北廻り線及び市道駅前広場線の歩道改良工事を行った。 <p>-----</p> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度は市道城廻線の歩道改良工事を行う予定である。

バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

建築物特定事業

大和郡山市役所	<p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <p>交流棟（地上2階建て）及び外構整備を令和5年6月末までに完成予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道から出入口まで移動円滑化された経路を確保する予定。 ・ 新庁舎・交流棟の出入口付近2か所に音声誘導案内を設置予定。 ・ 外構整備においては障がい者用の駐車場スペースを5台確保する予定。
大和郡山市 社会福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月に、福祉ゾーン整備審議会において審議されてきた「大和郡山市福祉ゾーン再整備基本計画」が策定され、今後計画に基づいて、バリアフリーも含めた再整備の予定。 ・ 市福祉ゾーン整備審議会において、会館の建替を計画しており、「市バリアフリー特定事業計画」において計画されたハード面（施設）の改修は実施を検討している。しかしながら、本市設は高齢者や障がいを持つ方の集いや会議など盛んであるため、本会職員が日常的なサポート（マンパワー）でそれらの事項を補っている。 <hr/> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <p>市福祉ゾーン整備計画において、現在具体的な建物配置等は決定されていないが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく福祉施設が設置されるものです。</p>
三の丸駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業内容は改善いたしました。また、「近鉄郡山駅周辺整備事業」において、本駐車場が解体されることが決定しましたが、費用対効果を検討しつつ、改善に努めるものです。 <hr/> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近鉄郡山駅周辺整備計画において令和8年度以降に解体される計画です。

バリアフリー事業（ハード施策）の進捗状況調書

その他事業

西日本旅客鉄道(株)	・ 令和5年度までにホーム安全スクリーンを整備予定。（添付資料1）
奈良県警察本部	・ 令和4年度事業で、「JR郡山駅交差点」にエスコートゾーンを設置。（添付資料2）
郡山第2号踏切	・ 令和4年度に、市道柳町丸山線の郡山第2号踏切内にて、誘導用点字シートを設置した。（添付資料3）
近鉄郡山駅	<p>・ 令和元年7月に策定した近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本計画で定めた各事業について、近鉄郡山駅移設に係る概算費用の算出及び駅跡地活用等を検討し、令和5年2月3日付にて奈良県と近鉄と市と近鉄郡山駅移設に関する基本協定書を締結しました。</p> <hr/> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅舎移設予定地の地質調査及び駅東側の測量調査の実施 ・ 具体的な駅前周辺整備を実施していくための近鉄郡山駅周辺地区整備検討委員会の開催

バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

広報・啓発	広報・啓発活動の 推進 〈人権施策推進課〉	・「人と人との互いに支え合うことのできる」まちづくりとは、まず、お互いがお互いの違いを認め合い、尊重できる関係を築き合うことが前提です。 本年度、当課においての人権のまちづくり推進協議会、人権教育推進協議会等と連携しての人権啓発や人権教育のイベントにおいては、従来同様、社会的に少数であり、不利な立場となりがちな障がい者、外国人、女性、性的少数者（LGBT）等の立場を尊重し、社会的少数者と多数者の互いが認め合うことのできるまちづくりの啓発（ソフト面）をしました。
		【令和5年度以降に実施予定】 ・具体的な内容は現在未定ですが、社会的に不利な立場にある少数的立場の人々に対する理解を深める内容の啓発やイベントの開催実施予定、又、啓発用LGBTピンバッジを、希望者の市民向けに配布。 ・男女共同参画基本計画（第4期）の策定を取組。
	広報・啓発活動の 推進 〈まちづくり戦略課〉	・令和5年3月19日にバリアフリー化の社会実験として、郡山城天守台に仮設スロープを設置し、車いす利用者を対象とした登城サポート事業を実施しました。
		【令和5年度以降に実施予定】 ・実施時期は未定ですが、引き続き登城サポート事業を実施していく予定です。

バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

迷惑自転車対策	自転車のマナー向上を図る啓発活動 〈市民安全課〉	<p>ソフト施策（迷惑自転車対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 （春；4月5日～15日 啓発活動実施 秋；9月21日～30日 啓発活動実施） ・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施 （令和4年度40回、2,128名に実施） <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <p>ソフト施策（迷惑自転車対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の交通安全県民運動期間中に商業施設や学校等において、自転車の安全かつ正しい利用、運転マナーの向上の啓発活動を実施。 （春；5月11日～20日 秋；9月21日～30日） ・小学生、中学生等を対象に自転車の運転マナーの向上のため、交通安全教室を実施 ・放置自転車対策の継続的な推進 （令和5年度102回 移動業務の実施予定）
	教育	学校におけるバリアフリー教育の実施 〈学校教育課〉 〈まちづくり戦略課〉
市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実 〈人事課〉		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービスに必要な手話技術・心構えを習得することにより、市民サービスの向上及び窓口業務の円滑な遂行を図るため、市職員に対して手話研修を実施した。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員に対する手話研修は、令和4年度以降も毎年度実施予定。

バリアフリー事業（ソフト施策）の進捗状況調書

教育	社員のバリアフリー教育訓練研修の充実 (近畿日本鉄道(株))	<ul style="list-style-type: none"> ・係員が視覚障害者等を見かけた場合は、積極的に声かけを行って介助を申し出、断られたとしてもそのお客様の移動に沿っての見守りを継続して実施した。 ・運輸現業従事員に対して、社内で作成した研修資料やDVD映像、または外部団体主催の障害者対応研修資料等を活用し、接客技能取得の向上を図る訓練、研究会を継続して実施した。 ・アイマスク等を活用して、接客技能取得の向上を図る訓練、研究会を実施した。 ・交通エコロジー・モビリティ財団発行の「交通バリアフリー介助マニュアル」により係員の意識向上を図った。 ・運輸部現業職場の新規助役登用者に対してサービス介助士資格を取得させた。
		<p>【令和5年度以降に実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係員が視覚障害者等を見かけた場合は、積極的に声かけを行って介助を申し出、断られたとしてもそのお客様の移動に沿っての見守りを継続して実施する。 ・運輸現業従事員に対して、社内で作成した研修資料やDVD映像、または外部団体主催の障害者対応研修資料等を活用し、接客技能取得の向上を図る訓練、研究会を継続して実施する。 ・アイマスク等を活用して、接客技能取得の向上を図る訓練、研究会を実施する。 ・当社制作の「バリアフリー接客総合マニュアル」により、全職場で継続的に教育を実施する。 ・運輸部現業職場の新規助役登用者に対してサービス介助士資格を取得させる。なお、サービス介助士資格の有効期限は3年であるが、資格継続の手続きを行っている。

2022年4月13日

西日本旅客鉄道株式会社

～駅のホームの安全性向上にむけて～ 「ホーム安全スクリーン」の開発、実用化に向けた検証を進めています

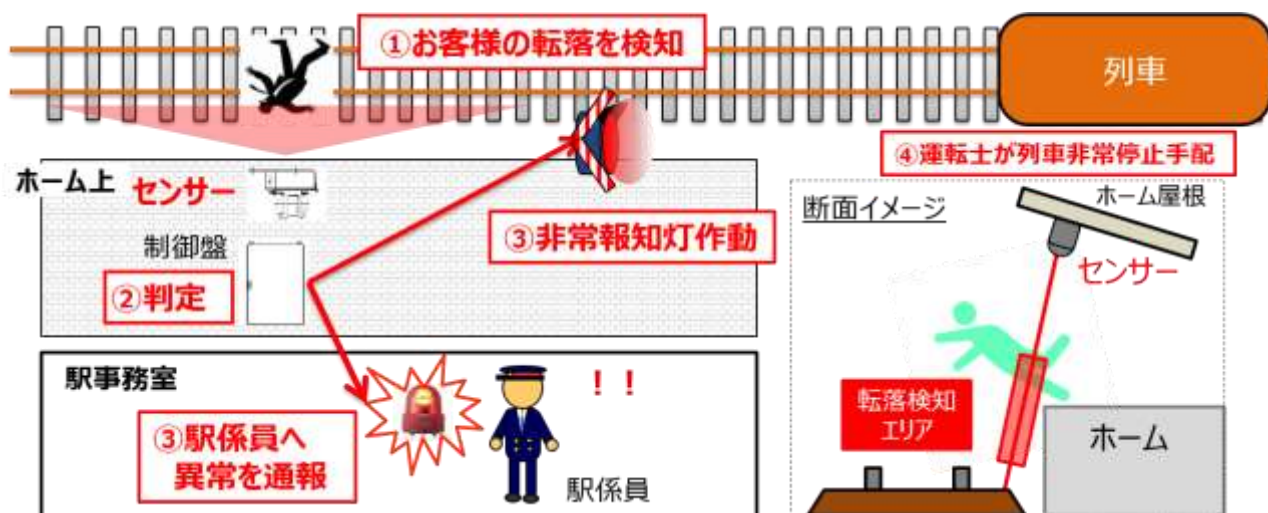
当社は、「JR西日本グループ鉄道安全考動計画2022」において、「お客様が死傷する鉄道人身障害事故のさらに1割減」を目標に、ハード・ソフト両面からホームの安全性向上の取り組みを進めています。

整備に多くの時間や費用を要するホーム柵を補完する有効な対策として、ホームからの転落発生後に列車との接触を未然に防止するシステム「ホーム安全スクリーン(正式名称：転落時列車抑止システム)」の開発を進めており、実用化に向けた現地検証を実施していますので、お知らせします。

1. 「ホーム安全スクリーン」の概要

(1) 仕組み

ホーム上の屋根に設置されたセンサーにより「物体」を検知し、当社が独自に開発したアルゴリズムにより、お客様の「転落」を判定し、自動的に非常報知灯^{※1}を作動させるシステム



※1 ホーム上や線路内で異常が発生した場合に運転士へ緊急事態を知らせる表示灯です。(駅進入側やホーム端に設置)

(2) 特長

- ・人の転落を検知・判定する精度の高さ
- ・「転落」を判定後に、自動的に非常報知灯を作動

2. 現地検証の概要

- (1) 場所：大阪環状線 福島駅
- (2) 期間：2021年1月～2022年6月予定
- (3) 検証中の内容：
 - (2021年1月～現在)
 - ① 「転落」の確実な検知、誤判定の発生有無
 - (2022年1月～現在)
 - ② 非常報知灯との連動
 - ③ 駅係員・乗務員等のオペレーション確認

3. 今後のスケジュール

2022年度中に複数駅への設置を計画。2023年度以降、さらに整備対象駅を拡大。

今後も、ハード・ソフトの両面での様々な取り組みにより、ホームの安全対策をより一層推進していきます。

今回ご案内の取り組みは、SDGs 目標の 9 番、10 番、11 番に貢献するものと考えています。



JR西日本グループ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

JR西日本グループは持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

2022年8月19日
西日本旅客鉄道株式会社

鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して バリアフリー設備の整備を加速してまいります

JR 西日本では、お客様により安全・安心で快適なサービスを提供していくため、国や地方自治体のご協力をいただきながら、ホーム柵、エレベーターなどの鉄道施設のバリアフリー整備を進めてまいりました。

2021年12月に、都市部において鉄道をご利用になるお客様に広くご負担いただいてバリアフリー化を進める制度（鉄道駅バリアフリー料金制度）が国により創設されました。今後はこの制度を活用することで各種バリアフリー設備の整備を加速してまいります。

1. 京阪神地区における今後のバリアフリー設備整備について

2032年度までに、整備対象エリア（図1）の全駅（211駅・603番線）にホーム柵（可動式または昇降式）あるいはホーム安全スクリーン^{※1}を整備することとし、お客様のご利用の多い駅などではホーム柵を整備します。これにより、ホームからの転落による列車とお客様の接触事故の防止を図ってまいります。



可動式ホーム柵



昇降式ホーム柵



ホーム安全スクリーン^{※1}

※1：センサーによりお客様の転落を検知し、速やかに列車を止めるシステム

① 2022年度から先行して整備を進めるエリア

② 2025年度に整備を拡大するエリア

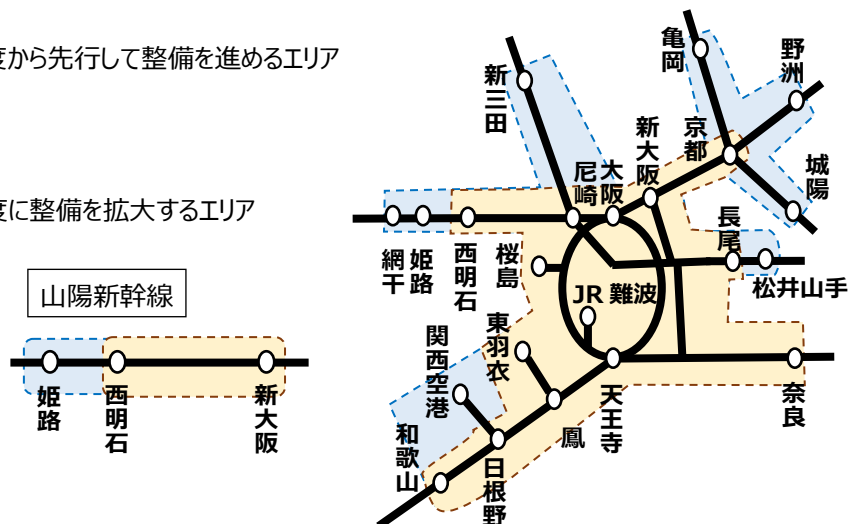


図1 整備対象エリア

2. 鉄道駅バリアフリー料金制度の活用

整備を進めるにあたり、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用することとし、本日、国土交通省近畿運輸局に、当制度を活用した料金設定および整備等計画の届出を行いました。

[届出の概要]

①整備計画

2022年度末までに整備対象エリアにてホーム柵を15駅42番線に整備することとしています。今後は2027年度までに、ホーム柵を25駅78番線、ホーム安全スクリーンを84駅245番線への整備を完了します。

これによりホーム柵やホーム安全スクリーンが整備された駅をご利用になるお客様の割合を、2025年度に5割、2027年度に7割となることを目指します。

今後のご利用の回復や世界的な半導体不足などの取り巻く環境の変化を考慮し、今回の届出は2027年度までとしておりますが、2028年度以降も当制度を活用し引き続き整備を進める予定です。

また、2033年度以降はホーム安全スクリーンを順次、ホーム柵に置き換えていくことを基本とし、ホーム安全スクリーンの効果を検証しつつ、ホーム安全対策の方針を検討してまいります。

		整備数	
		2021～2025年度	2026～2027年度
ホーム柵（可動式・昇降式）※ ²		9駅19番線	8駅18番線
ホーム安全スクリーン※ ²		47駅142番線	36駅101番線
段差解消 設備※ ²	エレベーター	2駅4基	
	エスカレーター	1駅4基	
	ホームと車両床面の段差隙間縮小	6駅14番線	—

※²：当制度による整備数のみ記載しています。またホーム柵の整備駅は2021～2025年度と2026～2027年度で重複する駅があります。

②料金設定

当制度に基づき、整備対象エリア内をご利用になる場合、下表に記載の料金を旅客運賃に加算します。運賃に加算して収受した料金は、バリアフリー設備の整備費などに充当いたします。小児は旅客運賃に料金を加算した大人の半額となります。通学定期旅客運賃には加算しません。

※新幹線をご利用になる場合を含みます。

料金設定額（大人）

普通旅客運賃	定期旅客運賃（通勤）		
	1箇月	3箇月	6箇月
10円	300円	900円	1,800円

現行の運賃体系の制約上、まずは先行して2022年度から整備を進めるエリア（図2：図1の①の範囲と同じ）において、2023年4月1日から料金を収受します。

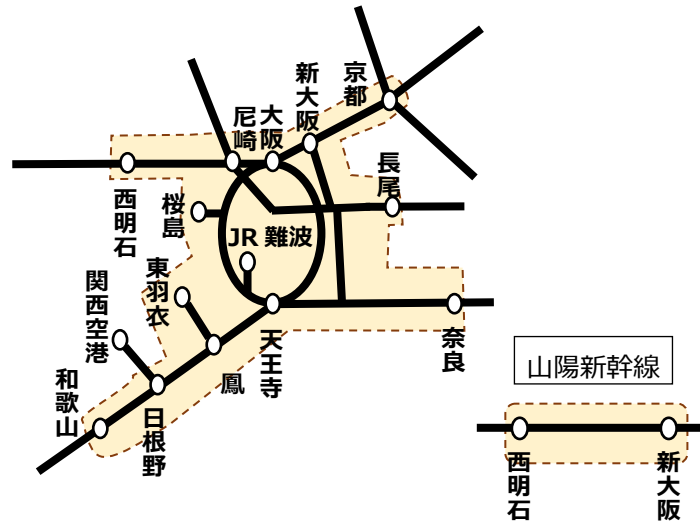


図2 料金収受エリア〔電車特定区間〕（2023年4月1日より開始）

また、2025年春を目途に、整備と料金収受の対象エリアを拡大（図1の②の範囲）したいと考えています。拡大にあたっては、整備対象エリアの運賃体系の共通化も課題であり、今後、検討を進めてまいります。

※拡大するエリアは、今後の関係機関との調整の結果、若干変更となる場合がございます。

〔参考〕これまでのバリアフリー設備の整備に関する取り組み

2021年度末時点の当社エリアにおける主なバリアフリー設備の整備状況は、以下のとおりです。

	整備または整備に着手
ホーム柵	32 駅 89 番線
段差解消設備	386/400 駅※ ³ (96.5%)

※3：1日あたりの乗降3,000人以上の駅ならびに乗降2,000人以上3,000人未満で自治体の基本構想で生活関連施設に位置付けられた駅

今回のご案内の取り組みは、SDGsの17のゴールのうち、特に9番、10番、11番に貢献するものと考えています。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

JR西日本グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



バリアフリー整備・徴収計画

鉄軌道事業者名	西日本旅客鉄道株式会社
---------	-------------

整備方針	
全期間	<p>① ホーム安全スクリーン[*]、ホーム柵(TASC含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転落リスクを基本とした優先度により、ホーム安全スクリーンおよびホーム柵の整備を促進 ・ホーム安全スクリーンは2032年度までに整備対象エリア全域に整備 <p>※センサーによりお客様の転落を検知し、速やかに列車を止めるシステム。2033年度以降はホーム安全スクリーンを順次、ホーム柵に置き換えていくことを基本とし、ホーム安全スクリーンの効果を検証しつつ、ホーム安全対策方針の検討を行う</p> <p>② 段差解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降3,000人以上駅、および2,000～3,000人で自治体の基本構想(生活関連施設)に位置付けられた駅に、段差解消を実施 ・必要に応じてバリアフリー経路複数化も実施 <p>③ ホームと車両の段差隙間縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪環状線を中心に実施 <p>④ 料金収受システム等改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階的徴収計画に従い改修を実施
2021～2025年度	<p>① ・2033年度以降にホーム柵を整備する駅に対し、ホーム安全スクリーンを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降10万人以上の駅を優先し、ホーム柵を整備 <p>② 乗降3,000人以上駅への段差解消、経路複数化を実施</p> <p>③ 大阪環状線に段差隙間縮小を実施</p> <p>④ 料金システム等を改修</p>
2026年度以降 (2027年度まで)	<p>① ・2033年度以降にホーム柵を整備する駅に対し、ホーム安全スクリーンを整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗降10万人以上の駅を優先し、ホーム柵を整備 <p>② 乗降3,000人以上駅への段差解消、経路複数化を実施</p>

料金額				
券種	定期外		定期券	
	普通券 (磁気券)	普通券 (IC)	通勤定期券	通学定期券
設定額(円)	10	10	※1	0
年間徴収額 (百万円)	(2023～2024年度) 3,100 (2025～2027年度) 3,900		(同左) 2,100 (同左) 3,400	0
料金徴収 対象駅	別添による			
備考	<p>※1: 1ヵ月300円、3ヵ月900円、6ヵ月1,800円</p> <p>※2: 新幹線定期券、在来線特急列車用定期券、特別車両定期券、普通回数券、団体乗車券、貸切乗車券、一部の特別企画乗車券を含む</p>			

※普通券の設定額については、大人1乗車当たりの料金を記載すること。

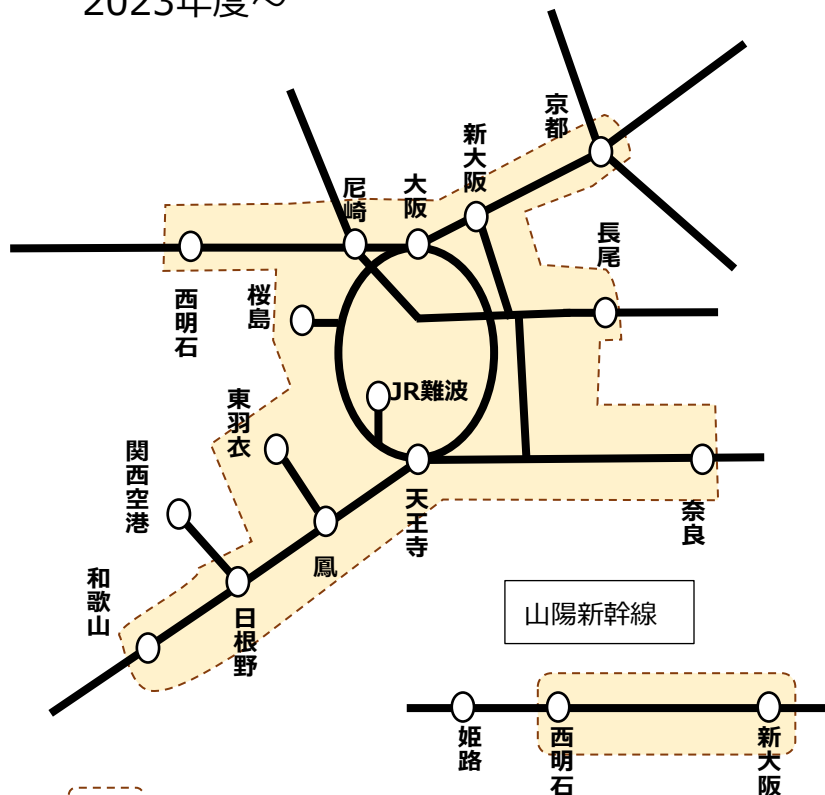
※定期券の設定額については、全ての定期券料金から算出した1乗車当たりの平均額を記載し、備考欄に各期間別(1ヵ月・3ヵ月・6ヵ月など)の料金を記載すること。

※回数券や企画乗車券などの券種から徴収する場合は、備考欄に該当する券種名を記載するとともに、定期外の年間徴収額に該当する券種からの年間徴収額も含めて記載すること。

年間徴収額	5,200 百万円 (2023～2024年度)
	7,300 百万円 (2025～2027年度) ※2028年度以降も継続予定
徴収期間	5 年間 (2023.4～2028.3)
総徴収額	32,300 百万円
総整備費	47,400 百万円
	(2025年度までの計画: 26,300 百万円 2026年度～2027年度の計画: 21,100 百万円)
	※2028年度以降も継続予定

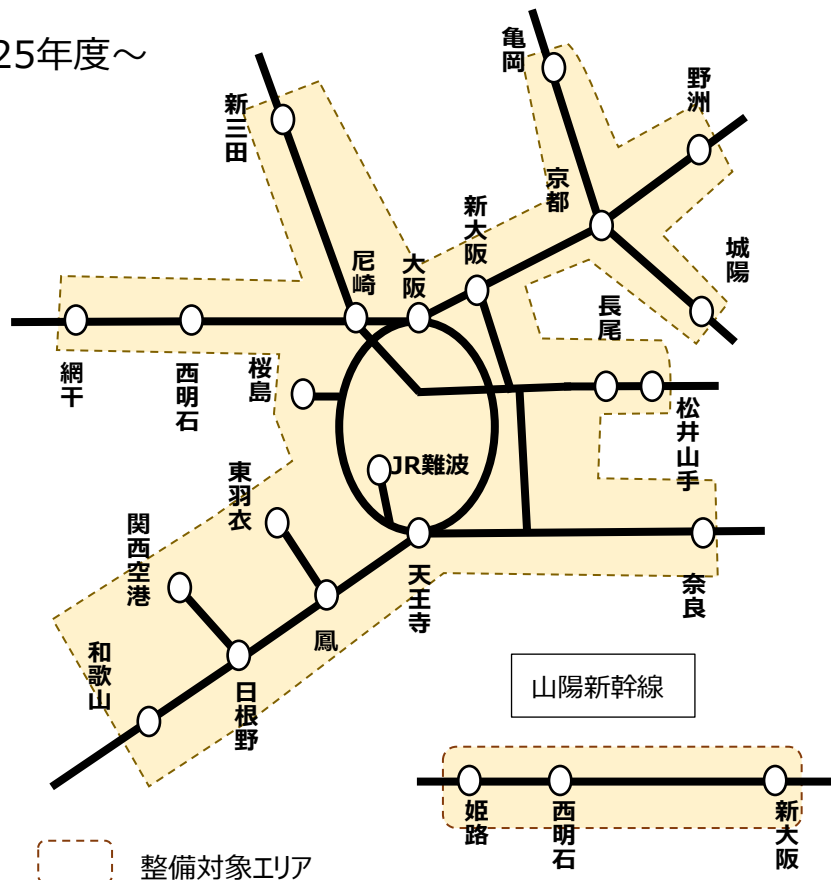
料金收受エリア図

2023年度～



- 整備対象エリア
- 料金收受エリア
=「電車特定区間」「大阪環状線内」エリア

2025年度～



- 整備対象エリア
- 料金收受エリア (想定)

※料金收受エリア内でご利用になる場合が対象
(新幹線をご利用になる場合を含む)

バリアフリー整備・徴収計画（計画期間：2021.4～2026.3）

整備内容		
(1) 設置・改良費（附帯費用含む）		
設備名	整備数	整備費
ホーム柵	9(19) 駅 1 9 (63) 番線	16,000 百万円
エレベーター	0(2) 駅 0(4) 基	200 百万円
エスカレーター	0(1) 駅 0(4) 基	
段差隙間縮小に資する設備	6 駅 14 番線	300 百万円
ホーム安全スクリーン	47 駅 142 番線	5,000 百万円
備考	※ホーム柵、エレベーター、エスカレーターのカッコ内は整備に着手している数を示す	
(2) 更新費（附帯費用含む）		
① 設備更新		
設備名	整備数	整備費
エレベーター	15 駅 25 基	500 百万円
備考		
② 車両更新		
路線名	整備数	整備費
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用（駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）		
維持管理費（附帯費用含む）	2,200 百万円	
収受システム改修費	1,700 百万円	
その他費用 （駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）	400 百万円	
備考		

※整備数：計画期間内に供用開始する設備の数

※整備費：計画期間内に整備する設備の費用（計画期間内に供用開始しない設備の費用も含む。）

計画期間内の整備費（（1）～（3）の合計）	26,300 百万円
-----------------------	------------

計画期間内の料金徴収によるホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホーム柵設置番線数	19 番線	
段差解消駅数	一経路確保駅	一 駅
	二経路以上確保駅	一 駅

バリアフリー整備・徴収計画（計画期間：2026.4～2028.3）

整備内容		
(1) 設置・改良費（附帯費用含む）		
設備名	整備数	整備費
ホーム柵	8(16) 駅 18(61) 番線	14,100 百万円
エレベーター	2 駅 4 基	1,400 百万円
エスカレーター	1 駅 4 基	
ホーム安全スクリーン	36 駅 101 番線	3,500 百万円
備考	※ホーム柵のカッコ内は整備に着手している数を示す	
(2) 更新費（附帯費用含む）		
① 設備更新		
設備名	整備数	整備費
ホーム柵	1 駅 2 番線	200 百万円
エレベーター	24 駅 30 基	700 百万円
備考		
② 車両更新		
路線名	整備数	整備費
(3) 維持管理費・収受システム改修費・その他費用（駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）		
維持管理費（附帯費用含む）	1,200	百万円
収受システム改修費	—	百万円
その他費用 （駅務機器改修費・駅頭表示改修費など）	—	百万円
備考	※本制度の活用は2028年度以降も継続する予定のため、本制度終了時に必要となる収受システム改修費及びその他の費用について、本様式には計上していない	

※整備数：計画期間内に供用開始する設備の数

※整備費：計画期間内に整備する設備の費用（計画期間内に供用開始しない設備の費用も含む。）

計画期間内の整備費（(1)～(3)の合計）	21,100 百万円
-----------------------	------------

計画期間内の料金徴収によるホームドア設置番線数・段差解消駅数		
ホーム柵設置番線数		18 番線
段差解消駅数	一経路確保駅	1 駅
	二経路以上確保駅	1 駅



JR郡山駅交差点エスコートゾーン設置

- 当該箇所は幅員4 m程度の一方通行（6～2 2時）の道路であり、物理的に歩車分離ができない道路である。
- 踏切内に誘導用点字シート（幅45 cmのエスコートゾーンを流用）を設置。
- 踏切内の視覚障害者の誘導と、踏切内外の点字シート突起形状の違いによる位置確認を行えるようになった。

郡山第2号踏切道

鉄道：近畿日本鉄道 / 近鉄橿原線

道路：大和郡山市 / 市道 柳町丸山線

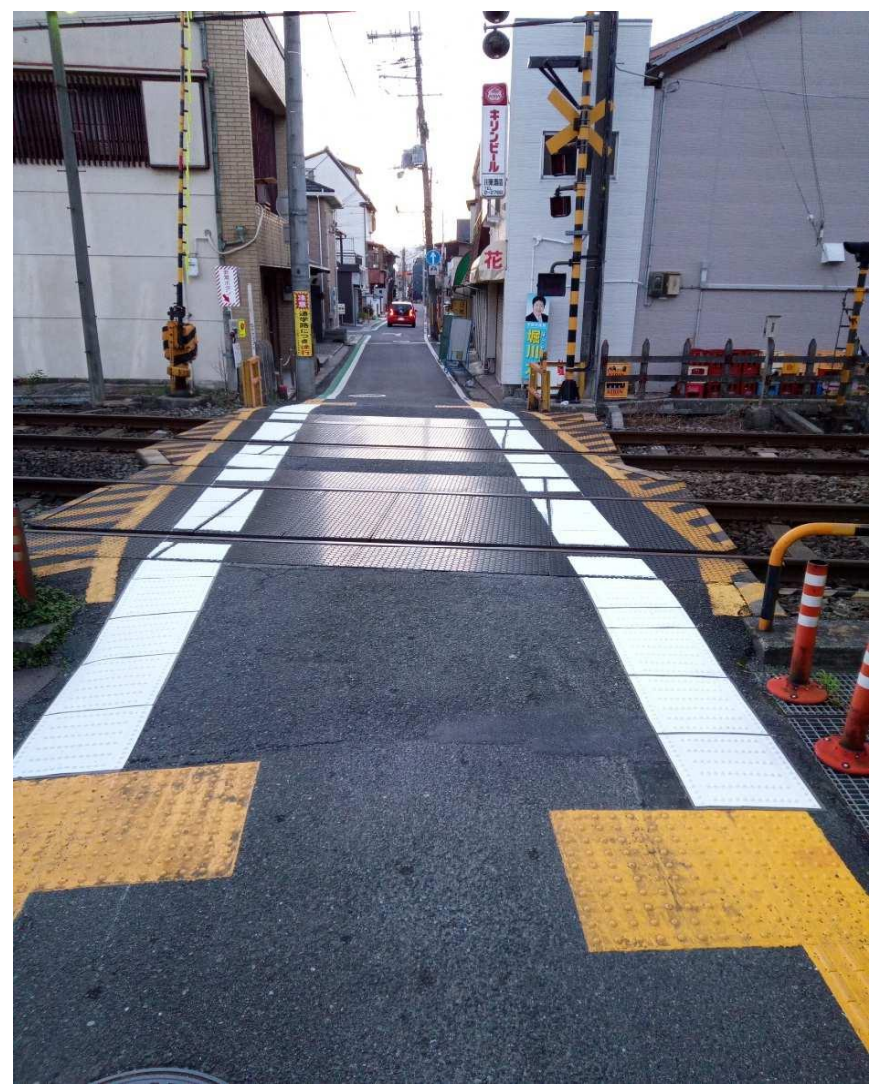


【課題】

・郡山第2号踏切道は、前後の道路と同様に幅員が4 m程度と狭隘で道路構造上歩車分離ができていない道路であり、また、踏切内ゴム製舗装上に点字シートを接着可能な材料がなかった。

【対応概要】

- ・R4.0426 ⇒ 目の不自由な女性が電車と接触し、死亡する事故発生
- ・R4.0427 ⇒ 郡山警察署、近畿日本鉄道(株)、大和郡山市にて現地立会
- ・R4.0502 ⇒ 障害者団体との協議（対策内容について意見聴取）
- ・R4.0511 ⇒ 障害者団体との現地視察立会
- ・R4.0516 ⇒ 郡山警察署、近畿日本鉄道(株)、奈良県、大和郡山市による対策方針打合せ
- ・R4.0524 ⇒ **踏切前後の点字・誘導ブロック（道路側）を設置**
- ・R4.0531 ⇒ 踏切内誘導表示に向けた協議
- ・R4.0603,0606 ⇒ 踏切内ゴム製舗装上設置を想定した試験施工
- ・R4.0607 ⇒ **踏切内誘導表示を設置**

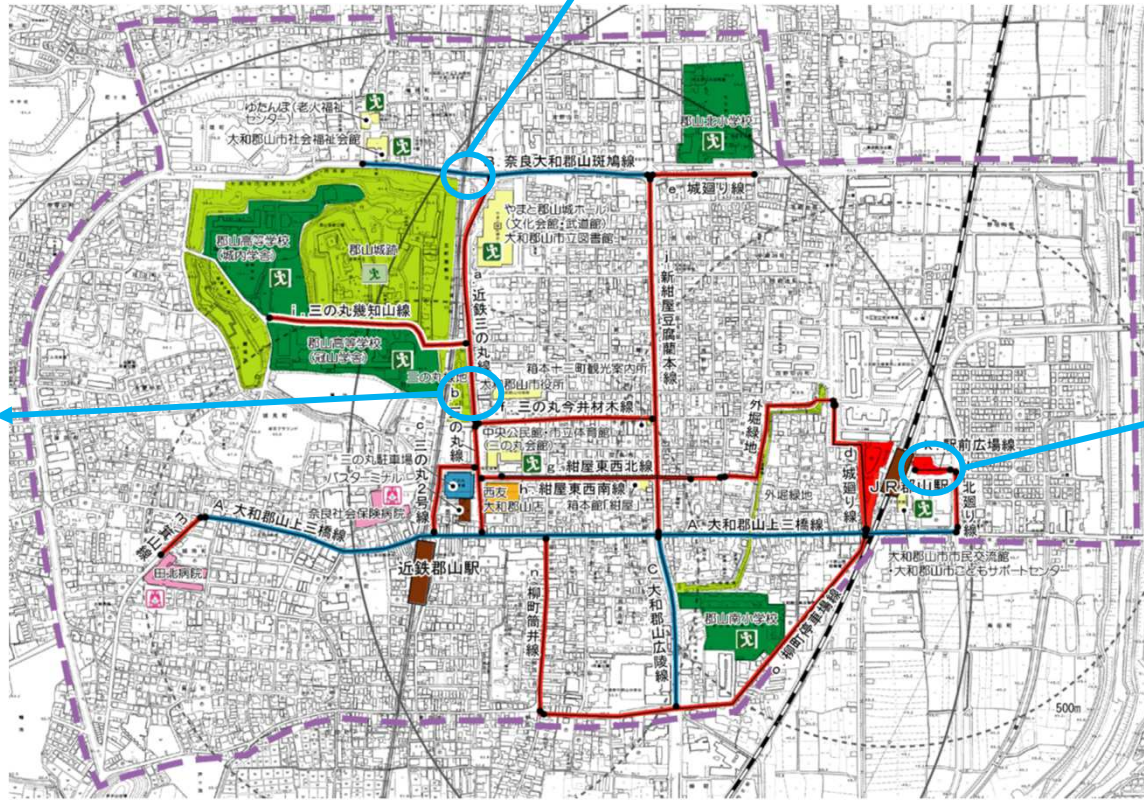
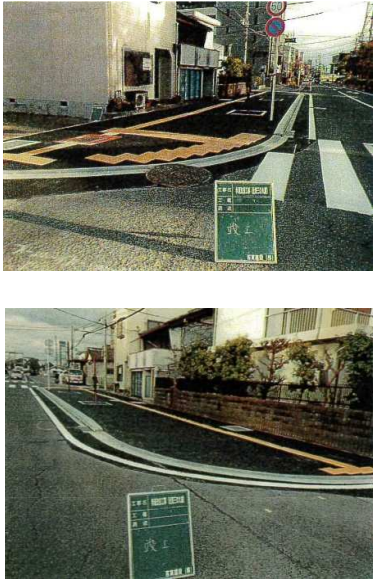


郡山第2号踏切内 誘導用点字シート設置後

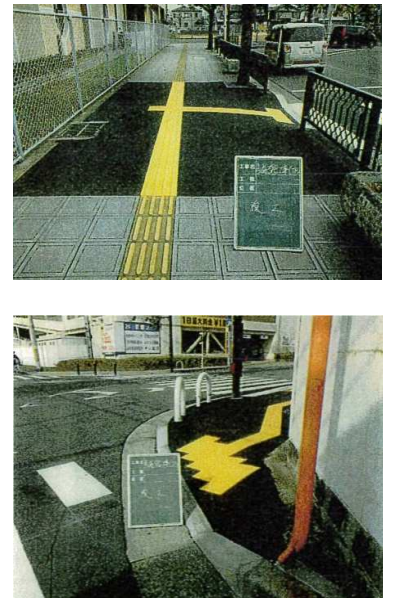
奈良大和郡山斑鳩線 都市計画道路城廻り線の改良工事



近鉄三の丸線東側歩道の歩道拡幅工事



市道北廻り線及び市道駅前広場線の歩道改良工事



特定事業完了・事業中 状況写真

教育



学校におけるバリアフリー教育の実施

迷惑自転車対策



自転車のマナー向上を図る啓発活動

広報・啓発



広報・啓発活動の推進(人権フェア)

広報・啓発



広報・啓発活動の推進(登城サポート)

ソフト施策 状況写真

大和郡山市移動等円滑化推進協議会の傍聴に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大和郡山市移動等円滑化推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の原則)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

2 傍聴人は、前項ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長の指示に従い速やかに退場しなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議当日所定の場所において、傍聴人記名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 傍聴希望者の人数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴できない者)

第5条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刀剣、火薬その他の危険物を所持している者
- (2) ラジオ、拡声器、マイク等、会議の妨げとなる恐れのある機器等を所持している者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 酩酊していると認められる者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(禁止事項)

第6条 傍聴人は、会議の傍聴中は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、拍手その他の方法により、自己の意見を表明しないこと。
- (2) はち巻、ゼッケン、たすき、腕章の類を身につける等示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、みだりに席を離れ、傍聴席以外に立ち入り、その他審議会の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。
ただし、報道等を業とする者が、あらかじめ会長の承認を得た場合は、この限りでない。

(会長等の指示)

第8条 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 会長は、傍聴人がこの基準に違反し、又は、会長の指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の閲覧等)

第10条 傍聴席に会議資料2部を設置し、閲覧に供するものとする。ただし、会長が審議会資料の内容等にかんがみて閲覧に適しないと判断したときは、会議資料の全部又は一部を閲覧に供しないこととすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議が公開されないこととなったときは、会長は、会議資料の全部又は一部の閲覧を中止させることができる。

3 第1項の規定により閲覧に供された会議資料については、必要な費用を負担して写しを得ることができる。ただし、会長が、当該資料の内容その他の事情にかんがみ、写しの交付に適しないと判断したときは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。

○大和郡山市附属機関設置条例

平成26年 9 月19日

大和郡山市条例第10号

改正 平成26年12月18日条例第20号

平成27年12月17日条例第29号

平成28年 6 月30日条例第19号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は、別表のとおりとする。

(その他)

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成26年条例第20号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成27年条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担任する事務
市長	大和郡山市指定管理者選定審査会	公募して行う指定管理者の選定等の審査に関する事務
	水木十五堂賞選考委員会	水木十五堂賞の被表彰者の選考に関する事務
	大和郡山市職員分限懲戒等審査会	職員の分限、懲戒等についての審査に関する事務
	大和郡山市地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定及び推進についての審議に関する事務
	大和郡山市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置等の要否についての審査に関する事務
	大和郡山市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定についての審議に関する事務
	大和郡山市老人福祉施設等整備及び地域密着型サービスの運営に関する審査委員会	老人福祉施設等の整備及び地域密着型サービスの運営についての審査に関する事務
	大和郡山市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置及び運営についての審議に関する事務
	大和郡山市予防接種健康被害調査委員会	大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害についての調査審議に関する事務
	大和郡山市予防接種事故等調査委員会	大和郡山市が実施した予防接種により生じた健康被害以外の事故

		等についての調査審議に関する事務
	大和郡山市清掃センター運営管理効率化 検討委員会	清掃センターの運営管理における効率化の調査検討に関する事務
	大和郡山市「人・農地プラン」検討会	人・農地プランについての審査に関する事務
	旧川本家住宅検討委員会	旧川本家住宅の今後のあり方及び方向性についての調査検討に関する事務
	大和郡山市入札監視委員会	大和郡山市が発注する建設工事等に伴う入札及び契約についての調査審議に関する事務
	大和郡山市総合評価審査委員会	大和郡山市が発注する総合評価落札方式による契約手続きについての審査に関する事務
	大和郡山市移動等円滑化推進協議会	大和郡山市バリアフリー基本構想の管理運営及びバリアフリー化事業の実施等についての検討に関する事務
	大和郡山市青年等就農計画審査会	青年等就農計画についての審査に関する事務
	大和郡山市まちづくり委員会	近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりについての審議に関する事務
	大和郡山市自治基本条例検証委員会	大和郡山市自治基本条例（平成23年3月大和郡山市条例第2号）の検討及び見直し等に関する事務
教育委員会	大和郡山市就学指導委員会	就学指導についての調査審議に関する事務
	大和郡山市学校結核対策委員会	大和郡山市立小・中学校の児童生徒の結核対策についての審議に関する事務
	大和郡山市教科用図書選定委員会	大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の選定についての調査に関する事務
	大和郡山市教科用図書採択委員会	大和郡山市立小・中学校において使用する教科用図書の採択についての選定審査に関する事務
	郡山城天守台展望施設整備委員会	郡山城跡における天守台展望施設整備事業について学術的見地からの指導助言を行うための調査審議に関する事務
	大和郡山市学校給食センター調理等業務委託事業者選定委員会	大和郡山市学校給食センターにおける調理等の業務委託についての審査に関する事務
	大和郡山市芸術祭実行委員会	大和郡山市芸術祭における応募作品の審査に関する事務

ソフト施策:「心のバリアフリー」の推進

ハード面のバリアフリー化だけではなく、ソフト面と一体となった総合的な取り組みを行っていくために「心のバリアフリー」を推進していきます。

■わかりやすい案内の充実

- ・だれにでもわかりやすい案内表示（サイン）の設置
- ・介助・接遇マニュアルの作成
- ・来訪障害者等への移動支援のしくみづくりの検討
- ・障害者に配慮した案内・情報システムの導入検討

■バリアフリー情報の提供

- ・バリアフリーマップの作成・配布
- ・バリアフリーの取り組みに関する情報提供

■広報・啓発

- ・広報・啓発活動の推進

■迷惑自転車対策

- ・自転車のマナー向上を図る啓発活動

■駐車場の利用マナーの向上

- ・身障者用駐車マスの利用マナー向上を図る啓発活動

■教育

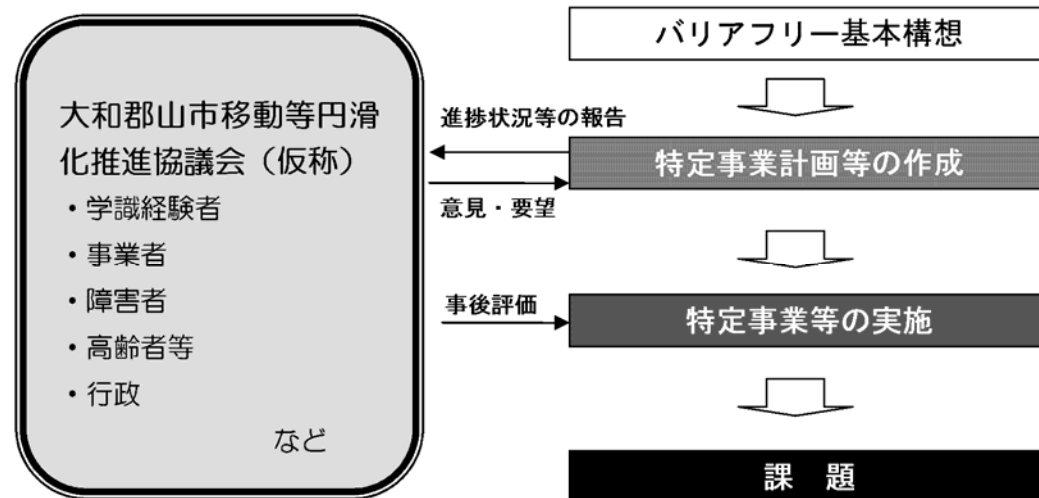
- ・学校におけるバリアフリー教育の実施
- ・市職員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- ・社員のバリアフリー教育訓練研修の充実
- ・事業者向けバリアフリー教育訓練研修の実施

■当事者の意見を反映するしくみ

- ・バリアフリー整備の推進に当事者の意見を反映するしくみの構築

●段階的・継続的な取り組み(スパイラルアップ)に向けての体制

本構想が一過性の取り組みで終わることがないよう、策定後も事業の着実な実施・評価・改善を図っていく等、継続的な改善の取り組みを行っていきます。また、適宜事業の評価を行い、必要に応じて見直すPDCAサイクルにより、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図ります。



■問合せ先: 大和郡山市 都市建設部 まちづくり戦略課

電話:0743-53-1151 FAX:0743-53-1049 E-mail: senryaku@city.yamatokoriyama.lg.jp

大和郡山市バリアフリー基本構想 (概要版)

～JR・近鉄郡山駅周辺移動等円滑化基本構想～



人が集い、人が暮らし続けるバリアフリーなまちづくり ～安全・安心・快適な移動の確保をめざして～

高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことのできる生活環境の整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成18年に施行されました。

本基本構想は、このバリアフリー新法に基づき、JR・近鉄郡山駅周辺において、旅客施設（鉄道・バス・タクシー）、道路、建築物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、移動等の円滑化を図っていくことを目的としています。

「大和郡山市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、基本構想の策定に取り組んで来ました。策定にあたっては、ヒアリング調査、アンケート調査、ワークショップ、タウンウォッチング、パブリックコメント等を行い、障害者、高齢者などさまざまな立場の利用者の意見を伺いました。



公共交通特定事業

◇JR郡山駅（事業者：西日本旅客鉄道株式会社）

- ・ホームの安全性確保
- ・トイレの改良
- ・案内情報のわかりやすさの向上

◇近鉄郡山駅（事業者：近畿日本鉄道株式会社）

- ・ホームの安全性確保
- ・移動経路の円滑化
- ・トイレの改良
- ・案内情報のわかりやすさの向上

◇バス（事業者：奈良交通株式会社）

- ・ノンステップバスの導入
- ・車内への電光表示板の設置
- ・案内情報のわかりやすさの向上

◇タクシー（事業者：タクシー事業者）

- ・福祉タクシーの導入
- ・観光客の利用もふまえた福祉タクシーの利用促進

建築物特定事業

◇大和郡山市役所（事業者：大和郡山市）

- ・移動円滑化された経路の確保
- ・施設の改善
- ・案内情報のわかりやすさの向上

◇大和郡山市社会福祉会館

- ・施設の改善（事業者：大和郡山市）
- ・案内情報のわかりやすさの向上

◇三の丸駐車場（事業者：社会福祉協議会）

- ・施設の改善
- ・案内情報のわかりやすさの向上

◇asmo大和郡山（事業者：日本アシスト株式会社）

- ・移動円滑化された経路の確保
- ・施設の改善
- ・案内情報のわかりやすさの向上

都市公園特定事業

◇城跡公園・三の丸緑地（事業者：大和郡山市）

- ・バリアフリーに配慮した情報提供
- ・公園内のトイレの整備
- ・歴史に配慮した公園内のバリアフリー化の推進

◇外堀緑地（事業者：大和郡山市）

- ・移動円滑化された経路の確保

交通安全特定事業

◇交通施設（信号・交差点）（事業者：公安委員会）

- ・高齢者等感応化機能の整備
- ・視覚障害者付加機能の整備
- ・安全な横断対策の実施

道路特定事業（県道）

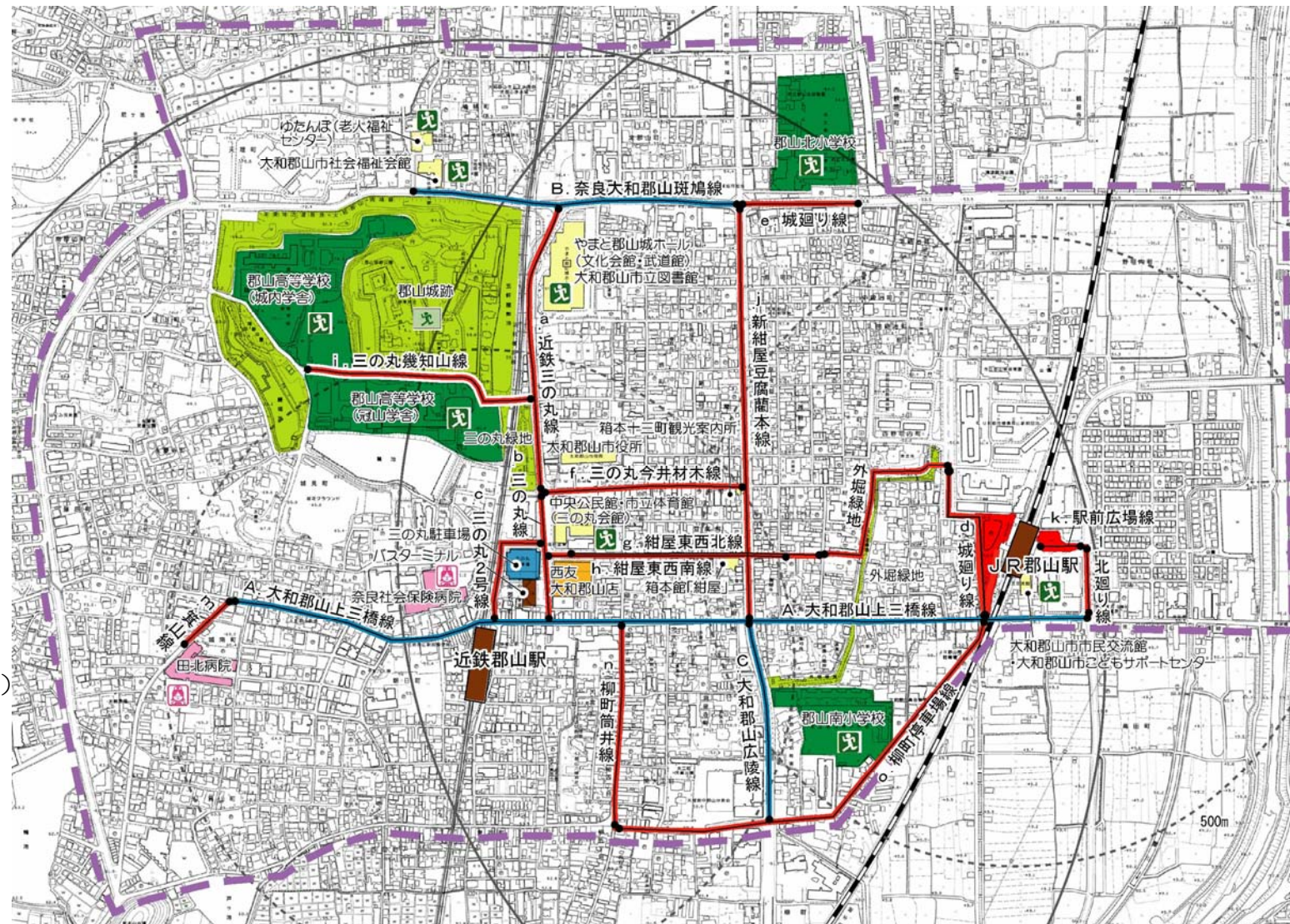
◇A. 大和郡山上三橋線（事業者：奈良県）

- ・歩行空間の改善
- ・歩行空間の確保
- ・踏切の改善

◇B. 奈良大和郡山斑鳩線

◇C. 大和郡山広陵線（事業者：奈良県）

- ・歩道の改善



凡例	
[生活関連経路]	
— 県道	— 市道
[生活関連施設]	
■ 旅客施設	■ 公共施設
■ 学校	■ 公園
■ 駐車場	■ 商業施設等
■ 病院	
[重点整備地区]	
—	
参考	
■	避難所・二次的避難所
■	広域避難地
■	救急告示病院

その他事業

◇バスターミナル（事業者：大和郡山市）

- ・バスターミナルの改善

◇近鉄郡山駅周辺（事業者：大和郡山市）

- ・大和郡山上三橋線と連携した既存施設等の改善等

道路特定事業（市道）

◇a. 近鉄三の丸線

◇b. 三の丸線

◇c. 三の丸2号線

◇d. 城廻り線

◇e. 城廻り線

- ・歩道の改善

◇j. 新紺屋豆腐蘭本線

◇k. 駅前広場線

◇l. 北廻り線

◇m. 箕山線

（事業者：大和郡山市）

◇g. 紺屋東西北線

◇h. 紺屋東西南線

◇n. 柳町筒井線

◇o. 柳町停車場線

（事業者：大和郡山市）

- ・歩行空間の確保

◇f. 三の丸今井材木線

（事業者：大和郡山市）

- ・移動円滑化の向上

◇i. 三の丸幾知山線

（事業者：大和郡山市）

- ・踏切の改善
- ・歩行空間の確保